

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社豊和銀行（証券コード:8559）

【据置】

長期発行体格付	BBB-
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 大分県に主要営業基盤を置く資金量5千億円強の第二地方銀行。県内の預貸金シェアはさほど高くないものの1割程度を確保している。与信費用は減少しているものの、収益力も低下しており損失の吸収力が弱いこと、資本の充実度に改善の余地が大きいことが格付を制約している。一方、公的なサポートが信用力を下支えするとJCRは考えており、格付は据え置きとしている。
- (2) 以前は30億円程度を維持していたコア業務純益は17/3期以降水準を落としており、19/3期は10億円弱と一段の減少が見込まれる。19/3期のコア業務純益の減少は、システム更改に伴い経費が大幅に増加するためである。地元中小企業向け貸出は利回りを重視したうえで増加させており、利回りの低下幅縮小とともに貸出金利は下げ止まりつつある。経費増加が落ち着く20/3期以降は、19/3期並みのコア業務純益の水準を維持していくことが可能とJCRはみている。
- (3) 再生支援の取り組みなどから大口与信先の不良債権処理が収束しつつあり、金融再生法開示債権比率は18年9月末で3.51%（部分直接償却前4.56%）と比較的高い水準にあるものの改善に転じている。高止まりしていた与信費用も17/3期以降は急速に減少しており、19/3期上半期では2億円の戻し入れとなった。もっとも、コア業務純益の水準も小さくなっているため、大口先でなくともランクダウンなどが多少重なっただけで与信費用を吸収できなくなる可能性は高く、今後も与信費用の動向には引き続き注意が必要である。有価証券運用においては従来からリスクを抑制しており金利リスクや価格変動リスクは小さい。一方、足元では若干のその他有価証券の評価損を抱えているとみられる。
- (4) 17年4月に優先株式の入れ替えを行った際に資本増強を図ったことから、コア資本比率はやや改善しており18年9月末で8.80%を確保しているが、公的資金などを除いた調整後でみると低い水準にとどまっている。与信費用控除後の収益力や配当負担を踏まえると、今後も内部留保の蓄積による資本水準の改善には時間がかかると見込まれる。

（担当） 大山 肇・阪口 健吾

■格付対象

発行体：株式会社豊和銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年1月31日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：

評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：

(発行体・債務者等) 株式会社豊和銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいで行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル